

第6節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第48条 貸切乗車券は、次の各号の1に該当する単位をもって鉄道線の列車又は客車を貸し切る旅客に対して発売する。

(1) 列車貸切

列車を単位として貸し切る場合。但し、客車2両以上の場合に限る。

(2) 全車貸切

1車両単位で貸し切る場合

(貸切旅客運送の申込み)

第49条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとするものは、あらかじめ、その人員・行程その他運送計画に必要な事項を記載した貸切旅客運送申込書を提出して、貸切旅客運送の申込みを行なうものとする。

2 貸切旅客運送申込書は、第42条第2項に規定する団体旅客運送申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

第50条 旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込みを受けた場合で、社において運輸上支障がないと認めるときは、当該貸切旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により貸切旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に、第43条第2項に規定する団体旅客運送引受書の「団体」の文字を「貸切」と訂正するほか、貸切旅客運送の引受けに関する必要事項を加除訂正した貸切旅客運送引受書を交付する。

(貸切旅客に対する保証金等)

第51条 第44条、第45条及び第47条の規定は、貸切旅客の場合に準用する。